

## 平成 30 年度 各種助成金等交付要綱案について

### 平成 30 年度要綱の種類

- 1 家畜共済一般損害防止事業
- 2 検診車受診促進事業
- 3 果樹共済加入促進事業
- 4 果樹有害鳥獣駆除対策事業
- 5 任意共済事業奨励
- 6 女性組織支援事業

# 家畜共済一般損害防止事業実施要綱

## (目的)

第1 農業保険法に基づき、損害防止事業を行い、その範囲は、健康検査、予防衛生措置、飼養管理の指導、その他必要な措置とし、組合員への指導や負担軽減のための資材等を現物支給することにより、伝染病の発生防止や事故率を減少させ、組合員の畜産経営安定と家畜共済事業の安定運営をはかることを目的とする。

## (事業の種類)

第2 事業の種類は下記のとおりとする。

### (1) 健康検査

引受家畜の指定獣医師及び組合獣医師による一般検査を実施し、必要により精密検査を実施

### (2) 予防衛生措置

畜舎消毒等による畜舎衛生及び伝染性疾病の発生防止、肉牛血液検査による消化器疾患低減対策、医薬品等の現物助成による乳房炎・カビ毒・消化器疾患等低減対策の実施

### (3) 飼養管理指導

検診車の巡回指導及び受診後のフォローアップの実施

肉牛血液検査の巡回指導及び検査後のフォローアップの実施

### (4) その他損害防止のために必要な措置

暑熱対策及び呼吸器疾患・胃腸炎対策の損害防止啓発の広報紙を発行

## (事業経費)

第3 事業の支出を伴う現物の経費は、下記のとおりとする。

(1) 畜舎消毒等の殺虫剤及び殺菌剤調達に要する経費、乳房炎・カビ毒・消化器疾患等低減対策の物品調達に要する経費、肉牛血液検査の試薬等調達に要する経費の総額は、家畜共済事業勘定及び長岡市補助金を財源に90万円以内とする。

## (実施期日)

第4 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

## (附則)

この改正要綱は、平成20年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成21年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成22年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成23年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成24年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成25年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成26年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

この改正要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

この改正要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

この改正要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

## 検診車受診促進事業実施要綱

### (目的)

第1 組合は、組合員が検診車受診のために要した経費に対し、予算の範囲内においてこの要綱に基づき組合員の負担する経費を軽減し、乳用牛の事故の低減を行うことを目的とする。

### (対象経費)

第2 この要綱の対象経費は、乳用牛の事故を低減するため、血液検査に要する経費とする。

### (事業実施基準)

第3 この要綱の経費は、1頭当たり500円とし、連合会検診料の1/2を上限とする。

### (事業実施申請)

第4 この要綱に基づき組合員は、組合の定める交付金申請書に連合会家畜検診車検診結果報告書を添付し、組合長宛に提出する。

### (事業実施の決定)

第5 組合長は、第4の規定により組合員からの事業実施申請書を受理したときは、当該申請書を審査し、適正と認めたときは、予算の範囲内で決定し、連合会支払検診料と相殺する。

### (実施期日)

第6 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

### (附則)

この改正要綱は、平成20年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成21年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成22年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成23年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成24年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成25年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成26年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成27年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成28年4月1日から実施する。

# 検診車受診促進事業実施申請書

平成 年 月 日

中越農業共済組合長 様

申請者

住所

氏名

㊟

平成 年度において、家畜検診車による巡回検診を受けたので、検診車受診促進事業実施要綱第4の規定のとおり、事業認定を受けたく家畜検診車検診結果報告書等の写しを添えて申請します。

記

1 事業実施請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 検診内容等

検診実施日	飼養頭数	検診頭数	検診料	交付金申請額 (検診料 1/2)

## 果樹共済加入促進事業実施要綱

### (目的)

第1 組合は、災害発生時の経営リスクを軽減するため、果樹共済制度の加入に要した経費に対し、予算の範囲内においてこの要綱に基づき組合員の負担する経費の軽減を図ることで果樹共済への加入を促進する。

### (交付対象年度)

第2 この要綱の交付対象年度は、三条市及び加茂市の補助金等交付規則による。

### (交付額)

第3 この要綱による助成金は、次により交付する。

- (1) 三条市果樹共済加入促進事業補助金
- (2) 加茂市果樹共済加入促進事業費補助金

### (交付申請及び交付額の決定)

第4 この要綱による交付申請は、中越農業共済組合が三条市及び加茂市に対し引受実績により交付を申請し、交付額の決定を受ける。

### (交付時期)

第5 交付時期は、三条市及び加茂市より第4による決定額の交付を受けたのち、速やかに対象農家に交付する。

### (実施時期)

第6 この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

### (附則)

この改正要綱は、平成21年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成22年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成27年4月1日から実施する。

## 果樹有害鳥獣駆除対策事業実施要綱

### (目 的)

第1 組合は、果樹生産団地等においてカラス・ムクドリが果実に与える被害の未然防止を行う有害鳥獣駆除に要した経費に対し、予算の範囲においてこの要綱に基づき組合員の負担する経費軽減を図ることで生産安定を支援する。

### (対象経費)

第2 この要綱の対象経費は、各地域の果実協会等で有害鳥獣駆除を実施した鉄砲弾代に要した経費とする。

### (事業実施基準)

第3 この要綱の事業は、果樹共済に有資格面積の50%以上加入している果樹生産団地を対象に、有害鳥獣駆除に要した鉄砲弾代金の20%を乗じて得た額とする。ただし、予算を超える場合には、事業量で按分し予算の範囲内で交付する。

### (事業実施申請)

第4 この要綱による事業実施の申請は、別紙(様式第1号)の申請書に第3に係る請求書または領収書の写しを添付して、組合長宛に提出することで行う。

### (事業実施の決定)

第5 組合長は、第4の規定により申請書が提出された段階で、当該申請書類を審査し、適正と認めるときに予算額の範囲内で決定し、対象組合員に対し決定通知をもって行う。

### (実施期日)

第6 この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

### (附則)

この改正要綱は、平成21年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成22年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成23年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成24年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成25年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成26年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成27年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(様式第1号)

果樹有害鳥獣駆除対策事業実施申請書

平成 年 月 日

NOSA I 中越  
中越農業共済組合  
組合長理事

様

住 所

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

平成 年度において、果樹有害鳥獣駆除対策事業を実施しましたので、果樹有害鳥獣駆除対策事業実施要綱第4の規定により下記のとおり申請します。

記

1 事業実施申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

(別紙に、請求書・領収書を添付のこと。)



# 任意共済事業奨励実施要綱

## (目的)

第1 この組合は、「安心の未来」拡充運動に基づき、任意共済の適正運用と加入推進活動に要する経費を事業奨励措置する。

## (事業奨励措置)

第2 この要綱の事業奨励措置は、次の各号に要する経費とする。

- (1) 任意共済推進手当及び任意共済推進協議会活動に要する経費
- (2) 保険付農機具事務委託に要する経費
- (3) 任意共済推進会議等に要する経費
- (4) 任意共済推進用物品に要する経費
- (5) 優良推進員及び成績優良地区表彰に要する経費
- (6) 災害等見舞品に要する経費
- (7) その他任意共済の適正運営と加入推進に要する経費

## (事業奨励基準)

第3 この要綱の事業奨励は、別表に掲げる基準によるものとする。

## (実施時期)

第4 組合長は、第3の基準に基づき、予算の範囲内で実施する。

## 附則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

## 附則

この改正要綱は、平成20年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成21年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成22年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成23年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成24年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成25年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成26年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成27年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成28年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成29年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成30年4月1日から実施する。

## 別表

事業奨励措置	事業奨励等基準	実施時期
<p>1 任意共済推進手当及び推進協議会活動に要する経費</p> <p>① 任意共済推進手当</p> <p>② 任意共済推進協議会活動費</p>	<p>① 当年度の建物共済と農機具共済の共済金額（年度内満了短期、当年度保険付農機具及び農機具更新共済を除く）1万円当たり0.6円以内 （1円未満切り捨て）</p> <p>② 上記①の共済金額1万円当たり0.1円以内 （1円未満切り捨て）</p>	<p>推進終了後随時</p> <p>活動計画等受理後</p>
<p>2 保険付農機具事務委託に要する経費</p> <p>農機具共済加入申込書作成事務委託費</p>	<p>前年度3月引受から当年度2月引受に係る保険付農機具の共済金額10万円当たり15円 （1円未満切り上げ）</p>	<p>3月末日</p>
<p>3 任意共済推進会議等に要する経費</p> <p>地区別推進会議費</p> <p>総協議会会議費</p>	<p>推進員1人当たり</p> <p>1,500円以内</p>	<p>開催の都度</p>
<p>4 任意共済推進用物品に要する経費</p> <p>① 推進用粗品購入費</p> <p>② 高額加入者用粗品購入費</p> <p>③ 保険付農機具販売店加入促進粗品購入費</p>	<p>① 推進時に1戸当たり</p> <p>100円以内</p> <p>② 建物・農機具共済合計額</p> <p>6,000万円以上加入者</p> <p>1人当たり<u>600</u>円以内</p> <p>③ 1店当たり1,500円以内</p>	<p>6月末日</p>

事業奨励措置	事業奨励等基準	実施時期
<p>5 優良推進員及び成績優良地区表彰に要する経費</p> <p>① 加入推進功労者等褒賞金</p> <p>② 模範集落等褒賞金</p>	<p>① 県連合会の基準による</p> <p>② 組合表彰規程による</p>	<p>6 月末日</p>
<p>6 災害等見舞品に要する経費 罹災者等や当該集落に対する見舞品購入費</p>	<p>1 戸につき 5, 0 0 0 円以内 (ただし、清酒 2 本程度の物品)</p>	<p>火災等発生の都度</p>
<p>7 その他任意共済の適正運営と加入推進に要する経費</p> <p>① 推進総協議会、推進協議会、特別推進及び推進研修会等開催に要する会議費</p> <p>② その他必要経費</p>	<p>① 会議開催諸経費</p> <p>会場費 1 地域当たり 2 万円以内</p> <p>お茶代 1 人当たり <u>1 0 0</u> 円以内</p> <p>② 理事会で協議の上、基準を定める</p>	<p>開催の都度</p>

# 女性組織支援事業実施要綱

## (目的)

第1 組合員家族の女性で構成する「アジュガの会」の運営により、新たな農業保険法を広く普及啓蒙し、地域における相互扶助意識の高揚と農業経営安定を図るため活動を支援する。

## (対象経費)

第2 この要綱の対象経費は、女性組織「アジュガの会」の活動に要する経費とし、会員1人当たり3,000円とする。

## (事業実施申請)

第3 この要綱による事業の実施の申請は、別に掲げる様式に基づき関係書類等を添付して、組合長に提出することで行う。

## (事業実施の決定)

第4 組合長は、第3の規定により申請書が提出された段階で、当該申請書を審査し、適正と認めたときに予算の範囲内で決定し、事業実施をもって行う。

## (実施時期)

第5 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

## (附 則)

この改正要綱は、平成26年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成27年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成28年4月1日から実施する。

この改正要綱は、平成30年4月1日から実施する。